

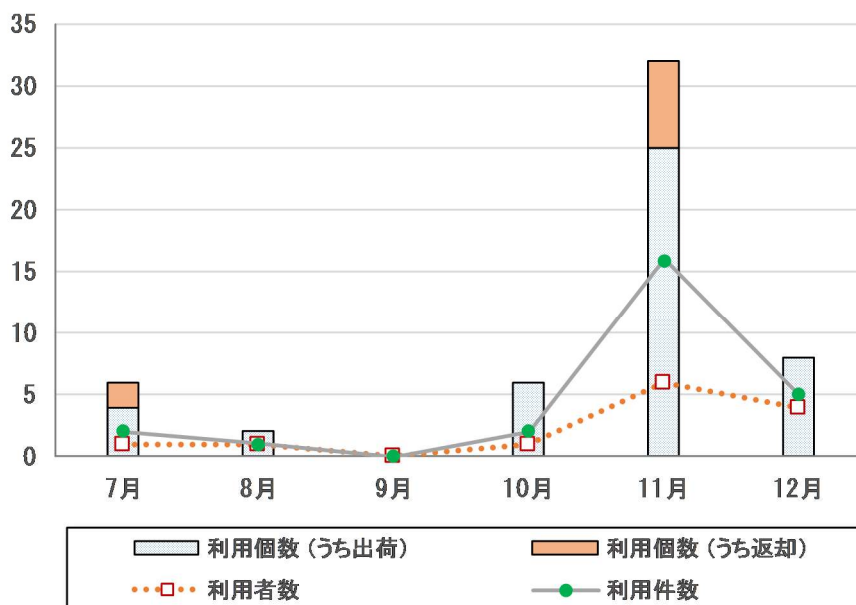
【 報 告 1 】

菊川町生活バス「樅ノ木・保木線」
貨客混載について



下関市（菊川）生活バス貨客混載試行運行実施内容の変更について

1. 貨客混載試行運行の実施状況について



項目	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
登録農家数	8	8	8	8	8	9	- 軒
利用者数	1	1	0	1	6	4	- 人
利用件数	2	1	0	2	16	5	26 人
利用回数	6	2	0	6	32	8	54 個
（うち出荷）	4	2	0	6	25	8	45 個
（うち返却）	2	0	0	0	7	0	9 個

7月は1946年の気象庁統計開始以来1位の多雨及び日照不足であり、月平均気温もかなり低い状況であった。8月は統計開始以来1位の少雨及び多照、9月には大型の台風9号の接近など、天候不順が続いた。更に、トビイロウンカの大量発生による被害や低温・日照不足等により、水稻の作況指数が67（平年値100）（中国四国農政局資料）となるなど、天候不順や病虫害の大量発生といった自然現象により、生産者が農作物等の作付け・収穫が思うようにできない状況が続き出荷量が減少したため、7月～10月までの利用件数が非常に少ない状況となっている。

なお、9月から10月中旬までの利用件数が0件であったため、10月20日に利用者である小日本ふるさと市の役員に聞き取りを実施。その中で、10月下旬から冬野菜の出荷が始まるので利用が再開される見通しであることを確認した。また、指定のコンテナボックス（イメージ参照：W530mm×D366mm×H272mm）では、白菜等の大きな野菜が複数個入らない（有償となった場合、極端な例で

挙げると100円の野菜を1個出荷するのに100円かかるといった状況が発生する）等、コンテナの大きさに対する意見が出た。

2. 貨客混載試行運行実施内容の延長について

利用者の利用料負担（1回の生活バス利用料に対する野菜の販売価格等）を考えたコンテナサイズの設定、利用料に関する設定方法の検証が必要であることや、1で記述のとおり利用件数も少なかったことから、利用していただける手法について検証する必要があるため、以下のとおり、試行運行の実施期間を延長する。

（変更前）令和2年7月1日（水）～令和2年12月28日（月）

（変更後）令和2年7月1日（水）～令和3年5月31日（月）

3. 貨客混載試行運行の今後の方針について

指定コンテナボックスについては、大きな野菜が複数個入らない等の意見も出ていることから、現在指定しているコンテナの2倍の規格内かつ統一した規格のもの（バス後部座席設置特設柵棚に積み重ねて積み込みが可能なもの）とし、定期的に利用者への聞き取りを行い、試行運行期間中に本格運行時の利用者の増加につながる改良を随時行う。

試行運行終了時に、利用者及びその家族等へのアンケート調査を行い、その調査結果及び試行運行期間中の課題等を検証し、本格運行の可否及び運用方法を検討する。

4. 取り組みスケジュールの変更

R 1年 5月～ 生活バス貨客混載について、検討開始

山口運輸支局、地元関係事業者との調整・協議を実施

12月24日 地域公共交通会議にて、実施予定の報告、意見聴取

R 2年 4月～ 試行運行開始に係る関係事業者との打合せ開始

7月 1日 貨客混載試行運行開始

R 3年 5月31日 貨客混載試行運行終了

6月～ 試行運行の検証結果を元に、今後の運用方法・本格運行の可否について検討

地域公共交通会議及び市議会（生活バス設置条例改正）に諮り、許可申請を行う

10月 1日 貨客混載事業本格運行開始

下関市（菊川）生活バス貨客混載試行運行について

1. 下関市（菊川）生活バスの利用状況

下関市（菊川）生活バス（以下「生活バス」）は、4 台の車両で、定時定路線 6 路線、予約バス路線 1 路線の計 7 路線を運行し、平成 30 年 4 月から実施した利用料金のワンコイン化により、利用者数は、平成 29 年度の 13,240 人に対し、平成 30 年度は 14,113 人となり、対前年度比 106.6%の増加となっている。

また、本年度 4 月から 11 月までの 8 か月間について、令和元年度と平成 30 年度の利用者数を比較すると、平成 30 年度が 9,635 人に対し、令和元年度が 8,879 人で、対前年度比 92.2%となっており、課題としては、利用者数の伸びが低調化していることが挙げられる。

2. 貨客混載試行運行の取組概要

生活バス運行区間内の予約バス路線において、令和 2 年度予算成立を条件として生活バスを活用して貨客混載の試行運行を行うもの。

※ 現時点では予定であり、実施については令和元年度予算成立を条件とします。

取扱荷物は、小日本ふるさと市（直売所）（以下「ふるさと市」）に出荷をする農産品等を、生活バス路線（予約バス路線）沿いの農家宅付近で生活バスに積み込み、バスターミナルまで輸送し、その後、ふるさと市の方が荷物を引き取に来る。

3. 試行運行の内容

（1）運行方法：既存生活バス路線系統において、少量貨物（野菜、果物、穀物など）の運送を行う。

（2）対象路線：樅ノ木・保木線（予約バス路線）

（3）運 賃：試行運転期間については無料。

（本格運行時は有料化を検討。）

（4）積載方法：市販の指定コンテナボックスを使用

コンテナ 1 個当たりの最大重量は 20 k g

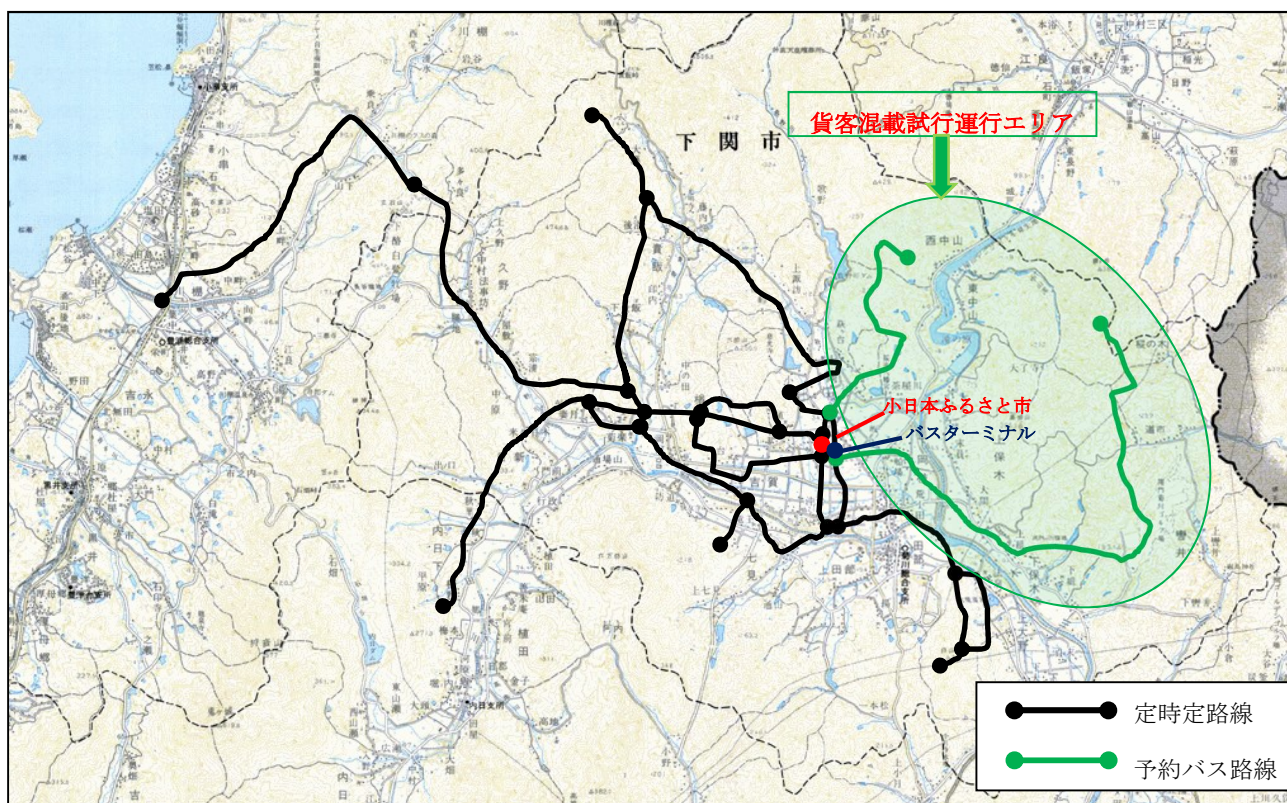
生活バスの後方座席を跳ね上げ、スペースを確保し特設柵棚を設置
柵棚にコンテナボックスを積載し、ゴムバンド等で固定。

（5）積載個数：後部座席を跳ね上げた所に、2 列 2 行 3 段の 12 個積載

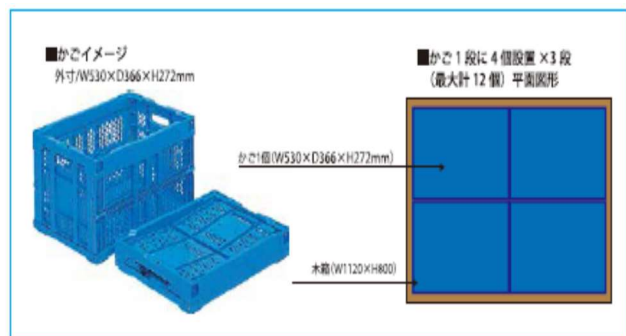
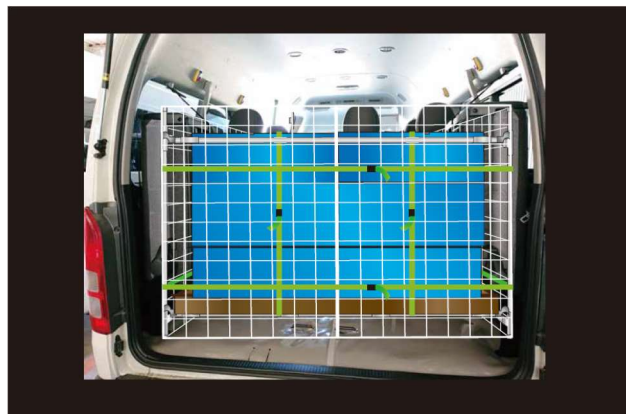
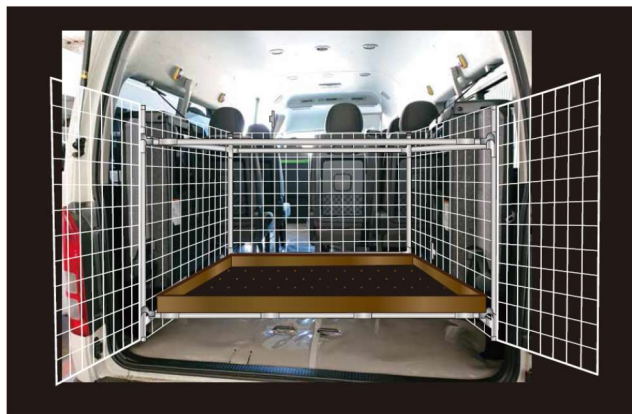
※ 生活バス乗車客席数は、常時 9 人の座席スペースを確保

※ 空きコンテナの返却輸送についても生活バスで同様に実施予定

●路線図（取組エリア）



●後部座席（跳ね上げ後）棚・コンテナ設置イメージ



4. 貨客混載によるメリット

(1) 生活バス路線の維持・向上

生活バスの利用者拡大を図るため、生活バスの空きスペースで荷物を輸送することにより、生活バス路線の生産性が向上し、生活バス路線網の維持につながる。

また、地域住民にとっては、生活バス路線が安定的に利用できることで、病院やスーパーマーケットなど多様な施設へアクセスでき、生活基盤の維持向上にもつながる。

(2) 中山間地域の高齢者における地域経済の活性化

中山間地域の農産物を、ふるさと市へ自家用車で運び出荷していた生産者が、高齢化により運転に不安を感じ、出荷が出来なくなる課題にも対応し、引き続き安心して農産物を生産できる環境支援を行うことで、地域経済の活性化や生きがい対策にも繋げることが出来る。

5. 貨客混載に係る道路運送法の取扱いについて

少子高齢化や人口減少が進み、貨物や旅客の輸送量が限られる過疎地域等において当該地区の住民の生活を支える物流網及び地域公共交通網を維持・確保し、その持続可能性を高める目的として、平成 28 年 3 月 31 日付け国土交通省自動車局長通知文により、「自家用有償旅客運送者（道路運送法）による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第 78 条第 3 号に基づく許可の申請があったときは、運輸支局長は、定める要件を満たしている場合には、定める条件を付し、許可をする」ことができることとなった。

6. 取り組みスケジュール

- R 元年 5 月～ 生活バス貨客混載について、検討開始
山口運輸支局、地元関係事業者との調整を実施
- 12 月 24 日 下関市地域交通会議にて、実施予定の報告、意見聴取
(令和 2 年度予算成立を条件として)
- R 2 年 4 月～ 試行運行開始に係る関係事業者との打ち合わせ開始
- 7 月～ 貨客混載試行運行開始
- 12 月 貨客混載試行運行終了
- R 3 年 1 月～ 試行運行の検証結果を元に、今後の運用方法について検討を行い
R3 年度からの貨客混載事業本格運行に向け、許可申請等準備